

# 新ひだか町指名競争入札参加者指名基準

平成18年 3月 31日制定

一部改正 平成19年5月1日

一部改正 令和3年3月24日

一部改正 令和5年3月27日

## 第1 目的

この基準は、建設工事等の指名競争入札に参加する者を指名するにあたっての基準を定め、もって指名競争入札の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

指名競争入札に参加させるべき者は、下記の基本的基準及び事業別基準を満たす者から、原則として選定基準及び指名実績のない者の選定基準により選定するものとする。

## 第2 基本的基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる基本的基準を満たしていなければならない。

### 1 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

### 2 技術的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者（リースによることが通常やむを得ないと認められる場合については、これにより措置できる者を含む。）であること。

### 3 経営規模的適性

指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定を含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該指名競争入札に係る契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる者であること。

### 4 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用

度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であって、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

また、競争入札参加資格審査基準日（定期の審査又は随時の審査における審査基準日をいう。以下同じ。）以降における経営状況において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定である場合は指名しないものとする。

なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないものとする。

#### 5 不誠実な行為の有無その他の信用状況

町の競争入札参加に係る指名停止等に基づく指名停止期間中である者や不誠実な行為の状態が継続している者であること等で、請負者として不相当であると認められる者でないこと。

不誠実な行為の有無その他の信用状況については、審査基準日以降における不誠実な行為の有無等の状況により、次の事項に該当するときは、指名しないものとする。

- (1) 町の競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中であるとき。
- (2) 町の競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止に至らない事由に関する措置において、書面による警告又は口頭による注意の喚起を受け、改善が明らかに見受けられなく請負者として不相当であると認めるとき。
- (3) 町の発注契約に関し、次の掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められるとき。
  - ア 契約書に基づく業務関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等契約の履行が不誠実であるとき。
  - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により契約者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。
- (4) 警察当局から、発注者の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建

設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事・調達から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められるとき。

### 第3 事業別基準

指名競争入札に参加する者は、工事の請負契約、業務の委託、物品の調達等（物品の買入れ、借入れ及び売払いをいう。以下同じ。）の契約又は林産物の売払いの契約ごとに次に掲げる事業別基準を満たしていなければならない。

#### 1 工事の請負

建設工事（土木一式工事及び建築一式工事）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の設計金額に対応する等級に格付された者であること。ただし、指名競争入札に付そうとする工事が、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 特殊な専門的施工技術を要する場合
- (2) 高度な施工技術を要する場合
- (3) 全体計画の一部である場合
- (4) 特定の施工機械、設備又は船舶の保有を要する場合
- (5) 維持修繕又は解体の場合
- (6) 辺地を施工場所とする場合
- (7) 前各号により難い理由により特例を要する場合

#### 2 業務の委託

高度な専門技術又は特殊な業務で国等の免許を必要とする業務又はその他業務内容により履行に必要と考えられる相応の技術・履行実績等が必要とする業務の委託については、当該業務の履行についての知識、経験、実績、免許、登録、認定又は資格を有する者であること。

#### 3 物品の調達等

- (1) 精密性、性能の保持等の必要があると認められる特殊な物品の調達等の契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物品の供給又は買入れについて経験又は実績を有する者であること。
- (2) 銘柄を指定する必要があると認められる物品の調達等の契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物品を供給

又は買入れすることができる者であること。

- (3) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物品の調達等の契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物品を供給又は買入れすることができる者であること。

#### 4 林産物の売払い

- (1) パルプ、ベニヤ、製材等の用材又は適材を含む林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類に応じ、それぞれの業態に属している者であること。
- (2) 特定の地域内の者に売り払う必要がある場合における林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該特定地域内で営業している者であること。
- (3) 残存立木の保護等に関し特殊な技術を必要とする林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類等に応じ、その技術を有している者であること。

## 第4 選定基準

### 1 選定の基準

指名競争入札に参加する者の選定は、当該指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じて、次に掲げる基準を取捨選択した上で、絞り込み等を行うことにより選定する。

なお、(5)の機会均等の基準については、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の基準による選定を十分考慮した上で、選択するものでなければならない。

#### (1) 受注意欲

公表された受注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、当該情報等を公表している機関が定める様式等により、書面で受注意欲がある旨の意思表示を明らかにしている者であること。

#### (2) 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の町との契約の履行経験を有している者であること。

#### (3) 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の町との契約において、契約の目的物の出来栄えなどの履行の状況が、客観的な評価に基づき他の者より優れているとされた者であること。

また、契約の目的物の出来ばえなどの履行の状況が、客観的な評価に基づき粗雑な履行状況である者にあつては、総合的に勘案のうえ、選定を行うものとする。

なお、成績評定要領等で定める成績評定点などを有している契約の種類においては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 工事成績等が優良又は不良であるかどうかを総合的に勘案すること。

イ 審査基準日以降の同種の契約において成績評価基準点を下回る成績が複数回ある場合は、選定の際に不適切事項として勘案すること。

#### (4) 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

#### (5) 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して、前年度や当該入札の日より過去一年間などの一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

#### (6) 個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、当該入札に参加する者の選定のために、客観的指標になるものとして定めた基準（中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るなど政策的な見地から定める基準を含む。）個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

2 1による指名停止入札に参加する者の具体的な選定方法の例は、次のとおりとする。

(1) 選択した基準の適用順位をあらかじめ定め、これに該当するかどうかにより順次絞り込み等を行い選定する。

なお、選定した者が指名予定数を超過している場合において、これをさらに当該指名予定数まで絞り込む必要があるときは、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により特定する。

(2) 多数の競争入札参加資格者が存在し、かつ、一度に複数の同種同規模の契約について選定する場合において、(1)の方法によることが合理的でないときは、絞り込み等のために選択した基準に該当するかどうかにより、一定程度までの選定を行い、その結果残った者の中から、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により、契約ごとに指名するものを選び出し特定する。

## 第5 指名実績のない者の選定基準

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じ、指名実績のない者を選定することの適否及び選定数を十分検討し、当該契約の適正な履行が確保できると判断する場合にあっては、当該指名実績のない者を選定しなければならない。

なお、履行能力の有無は、指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の契約の履行経験があることを証する各一般競争入札の参加資格申請等の際に提出された書面及び他官庁、民間企業等との契約書等の書面並びにこれらの契約の発注者に対する当該契約の履行状況の聞き取り等により確認するものとする。

## 第6 格付等級等の基準

1 工事の請負契約、業務の委託、物品の調達等又は林産物の売払いにおける格付等級等については、別表によるものとする。

なお、発注工事対応する業種の有資格者数（営業地域に関する基準を含む。）、建設工事等の規模、内容又は特殊な工事等のために必要があるときは、適切な数の業者を指名することができる。

2 個々の入札において、その業種に対応する有資格者名簿の中から、指名業者を選考することとしているが、格付工種において、発注する工事が次に掲げる場合においては、別に定める発注標準に関わらず、その工事を適正に履行できると考えられる有資格者を指名することができるものとする。

(1) 発注工事が特に急を要する工事であるとき。

(2) 発注工事が特殊専門技術及び高度な技術を要する工事又は施工上相当困難

を伴う工事であるとき。

- (3) 同時期の発注工事に比して指名することのできる者の数が少ないとき。
- (4) 有資格者数が少数であるとき。
- (5) 入札不調等により相応の応札者が見込まれないとき。
- (6) その他特に必要であるとき。

## 第7 その他

この基準に定めるもののほか、建設工事等の指名競争入札の指名基準について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の新ひだか町指名競争入札参加資格指名基準の規定は、令和3年4月1日以後に行う指名競争入札に参加させる者の選定から適用し、同日前に行う指名競争入札に参加させる者の選定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の新ひだか町指名競争入札参加資格指名基準の規定は、令和5年4月1日以後に行う指名競争入札に参加させる者の選定から適用し、同日前に行う指名競争入札に参加させる者の選定については、なお従前の例による。

別表

格付等級及び指名業者数の基準

工事等の種類	格付等級	指名業者数の目安
土木一式工事	A	5者以上 12者未満
	B	
	C	
建築一式工事	A	
	B	
	C	
その他の工事	格付等級なし	
業務の委託	格付等級なし	
物品の調達等	格付等級なし	
林産物の売払い	格付等級なし	

(補足)

有資格者数が少数である場合又は工事内容等により上記の表の指名業者数に  
よることができない場合、その他特に必要があるときは、上記の表によらない  
ことができるものとする。